

# 川崎市上下水道局公共工事中間前払金取扱要綱

(平成22年6月30日22川上総契第205号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局公共工事の前払金に関する規程（昭和38年水道局規程第14号。以下「規程」という。）の規定において準用する川崎市公共工事の前払金に関する規則（昭和38年川崎市規則第40号。以下、「規則」という。）第2条に規定する中間前払金について必要な事項を定めるものとする。

(中間前払金の選択)

第2条 請負人は、中間前払金請求の有無について、前払金請求時に中間前払金の選択に係る届出書（第1号様式）により上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）へ届け出るものとする。

2 川崎市上下水道局契約規程（昭和41年水道局規程第28号。以下「契約規程」という。）第45条第3項の規定に基づき、次の各号に定める場合には、中間前払金を支払った工事であっても同規程第44条第1項に規定する内払を行うことができるものとする。

- (1) 債務負担行為に係る契約において、各会計年度末に内払を行う場合
- (2) 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合において、当該請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達したときに内払を行う場合
- (3) 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合に、当該会計年度の当初に当該超過額に係る内払を行う場合
- (4) 市の都合又は天候の不良等請負人の責めに帰することができない事由その他正当な事由により、当該工事が年度内に完成することができず繰越が

予想される場合

(5) 管理者が特に必要があると認める場合

3 規程の規定において準用する規則第2条第2項第4号の規定により、次の各号に定める場合には、内払を行った工事であっても中間前払金を支払うことができるものとする。

(1) 債務負担行為に係る契約において、各会計年度末に内払を行う場合

(2) 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合において、当該請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達したときに内払を行う場合

(3) 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合に、当該会計年度の当初に当該超過額に係る内払を行う場合

(4) 管理者が特に必要があると認める場合

(認定手続)

第3条 請負人は、規程の規定において準用する規則第2条第2項各号に掲げる要件（以下「要件」という。）のすべてに該当し、中間前払金を請求するときは、中間前払金認定請求書（第2号様式）に工事履行報告書（第3号様式）を添えて、管理者に提出するものとする。

2 管理者は、中間前払金の請求があった場合は、要件のすべてに該当しているか否かについての認定を行い、要件のすべてに該当していると認められるときは認定書（第4号様式）により、請負人に通知するものとする。

3 管理者は、前項の認定を行うに当たり、請負人に対し必要な資料の提出を求めることができる。

4 管理者は、第1項の請求があった時点において、変更契約が締結されている場合にあっては、契約変更後の工期、請負代金額、工程等に基づき認定を

行うものとする。

5 次の各号に定める工事は、中間前払金の認定対象としないものとする。

(1) 川崎市上下水道局建設工事低入札価格調査取扱要領（平成18年1月3

1日17川水総契第309号）に規定する低入札価格調査を実施した工事

(2) 工事請負代金債権の債権譲渡の承諾申請が行われている工事又は当該承諾申請が承諾された工事

(中間前払金の支払金額)

第4条 中間前払金の支払金額は請負金額の2割に相当する額の範囲内とする

。ただし、前払金の額と中間前払金の額の合計額は、請負金額の6割に相当する額を超えないものとし、中間前払金の認定請求があった時点において、請負金額が増額又は減額となる変更契約を締結している場合にあっては、次の各号に定める額の範囲内とする。

(1) 請負金額が増額となる変更契約を締結している場合にあっては、変更契約後の請負金額の2割に相当する額

(2) 請負金額が減額となる変更契約を締結している場合にあっては、変更契約後の請負金額に10分の6を乗じて得た額から、既に支払った前払金額を差し引いて得た額

2 契約規程第7号様式第41条に規定する部分引渡しを受けた場合における中間前払金の支払金額は、請負金額から部分引渡しに係る請負金額を差し引いて得た額の2割に相当する額の範囲内とする。

(債務負担行為に係る契約についての特則)

第5条 債務負担行為に係る契約については、規程の規定において準用する規則第2条第2項第1号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、同項第2号中「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、同項第3号

中「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

第1号様式

中間前払金の選択に係る届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市上下水道事業管理者

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

次に掲げる工事については、中間前払金を選択（します・しません）ので、届けます。

契 約 番 号	
件 名	
履 行 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで

注1 前払金請求時に届出してください。

注2 中間前金払を選択した場合は、内払の請求はできません（川崎市上下水道局公共工事中間前払金取扱要綱第2条第2項に定める場合を除く。）。また、内払を請求する場合は、中間前払金の請求はできません（川崎市上下水道局公共工事中間前払金取扱要綱第2条第3項に定める場合を除く。）。

第2号様式

中間前払金認定請求書

年 月 日

(あて先) 川崎市上下水道事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

次の工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を具備していることの認定を請求します。

契 約 番 号	
件 名	
履 行 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
請 負 金 額 (契約変更があった 場合は変更後の金額)	円
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
摘 要	

注1 認定資料として、工事履行報告書(第3号様式)を添付してください。

注2 認定に必要な資料として「工事の進捗状況を表示した工程表」、「工事写真」等の提出を求めることがあります。

工事履行報告書

年 月 日現在

契約番号			
件 名			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
月 別	予定工程 (%) ( ) は、工程変更後	実施工程 (%) ( ) は、予定工程との差	備 考
	( )	( )	
	( )	( )	
	( )	( )	
	( )	( )	
	( )	( )	
	( )	( )	
	( )	( )	
	( )	( )	
	( )	( )	
	( )	( )	
	( )	( )	
	( )	( )	
	( )	( )	
	( )	( )	
	( )	( )	
	( )	( )	
備考			

注1 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入してください。

注2 「月別」欄が不足する場合は適宜増やしてください。

第4号様式

認 定 書

号  
年 月 日

様

川崎市上下水道事業管理者 印

次の工事について、進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求ができる要件を具備していることを認定します。

契 約 番 号	
件 名	
履 行 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 金 額 (契約変更があった 場合は変更後の金額)	円
前 払 金 額	円
中間前払金額	円
摘 要	